

東通村長選挙 及び 東通村議会議員補欠選挙 立候補予定者説明会開催のお知らせ

平成29年3月19日執行の東通村長選挙及び東通村議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会を、下記日程のとおり行います。

立候補の手続きや、選挙運動などに関して留意しなければならない事項がありますので、立候補を予定している方（代理人可）は、ご出席ください。

なお、会場の都合により、立候補予定者1名につき出席者は2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

- ◆開催日 平成29年2月13日（月）
- ◆開催時間 ①東通村長選挙立候補予定者説明会 午後1時30分から
②東通村議会議員補欠選挙立候補予定者説明会 午後2時30分から
- ◆会場 東通村役場 4階大会議室
- ◆その他 受付において候補者名、代理者名の住所等の記入をお願いいたします。

＜問合せ先＞ 選挙管理委員会事務局 ☎27-2111

「東通村風力発電施設（小型・中型）設置に関するガイドライン」 の制定について

東通村において風力発電施設及び施設設置に伴う送電線等の付帯設備の設置にあたって、設置する者が遵守する事項や調整手続等を示すことにより、東通村民の安全・安心及び環境保全、景観形成の確保に資することを目的に、平成28年11月30日付けでガイドラインを制定しました。

◆ガイドラインの概要

1. 対象となる施設及び地域
 - (1) 対象施設：発電規模が1基あたり1,000kW未満（新設、増設、改修、建替）
 - (2) 対象地域：東通村全域
2. 設置等にあたっての基準項目
 - (1) 住宅等からの距離（住宅等から300m以上離れていること）
 - (2) 騒音
 - (3) 低周波音
 - (4) 電波障害
 - (5) 自然環境
 - (6) 景観
 - (7) 光害
 - (8) 文化財
3. ガイドラインによる調整手続等
 - (1) 設置者は、風力発電施設等の設置地域及び規模等を計画した段階で、東通村に事業説明するものとする。
 - (2) 設置者は、風力発電施設等から300m以内の地権者のほか、部落会、関係団体に事業説明し、承諾書又は同意書を得ること。
 - (3) 設置者は住民説明会等を実施し、実施結果について、随時、東通村へ報告すること。
 - (4) 設置者は、本ガイドラインに基づき関係書類を東通村へ提出するものとする。

※詳細は、村ホームページをご覧ください。

＜問合せ先＞経営企画課地域戦略グループ
☎27-2111

除雪機を貸し出しいたします

村では、老人世帯等の除雪に役立てていただくために、要望に応じて、部落会などに対して除雪機の貸し出しを行っております。

- ◆貸出期間 1回の貸し出しにつき5日以内
- ◆使用条件 使用料は無料です。ただし、燃料は満タンの状態で貸し出しいたしますので、使用した分は使用者が補充し、満タンにしたうえで返還してください。使用者は運搬等に必要な軽トラック等を準備してください。使用に際し、自責他責を問わず事故あるいはケガを負った場合、その責は使用者が負います。

※詳しくは、村HP又は、経営企画課（☎27-2111）へお問い合わせください。